

森ノ宮医療大学 ひとり住まい準備奨学金制度細則

令和7年4月1日制定

(目的)

第1条 この奨学金は、森ノ宮医療大学（以下「本学」という。）入学後、ひとり住まいをする学生に対し、奨学金の給付を行うことにより学業の奨励に資することを目的とする。

(名称)

第2条 前条の奨学金を森ノ宮医療大学ひとり住まい準備奨学金（以下「奨学金」という。）といい、この奨学金を受ける者を森ノ宮医療大学ひとり住まい準備奨学生（以下「奨学生」という。）という。

(資格)

第3条 奨学生となる資格を有する者は、第4条に定める募集時期において次の各号すべてに該当するものとする。

- (1) 本学に在学する1年生の学部学生であること
- (2) ひとり住まいが書類等で証明できる者

(募集)

第4条 奨学生の募集は、毎年度初めに行う。

(申請)

第5条 本奨学金を希望する者は、別に定める所定の申込書類を期限までに学生支援課に提出しなければならない。

(給付金額及び期間)

第6条 給付する奨学金は年間5万円とし、入学年度の1回限りとする。

(選考及び決定)

第7条 奨学生の資格審査及び決定は、教授会の議を経て学長が決定する。

2 給付時期は採用年度の9月末までに給付するものとする。

(資格喪失)

第8条 奨学生が次の各号のいずれかに該当した場合は、すでに決定した本奨学金の給付を停止し、またすでに給付した本奨学金の全額について返還を求めることができる。

- (1) 学生の身分を失ったとき
- (2) 休学したとき
- (3) 学則による懲戒処分を受けたとき

- (4) 本奨学金の申請にあたり、虚偽の申請があったとき
- (5) 学業成績が不良のとき
- (6) その他奨学生として適当でないと認められたとき

2 ただし、前項の各号において相当の事由があり、教授会の議を経て学長が認めた場合、資格喪失の場合であっても返還を求めない。

(所管)

第9条 この細則に基づく奨学金に関する事務は、学生支援課が所管する。

附 則

1 この細則は令和7年4月1日から施行する。